

ADRの現場から

156

不動産会社が知つておけば
トラブル解決ノウハウ

ADR(裁判外紛争解決手続)は裁判に比べて、簡易・低廉・柔軟さをもつたトラブル解決が可能になるが、これは消費者のみならず、不動産・建築事業者にとっても有益な制度である。また、トラブル解決の手助けは、消費者からの信頼獲得にもつながる。ここでは、地域で活躍する不動産会社のADR等を活用したトラブル事例を紹介する。

日本不動産仲裁機構には、2カ所ついてしまっており、日々、消費者からADRを見据えたトラブル相談が寄せられています。今回は、賃貸物件の退去者からの相談事例を紹介します。

まずは、原状回復費用を負担することに疑問を感じているA氏です。A氏が2年間住んでいたシェアハウスを退去したところ、原状回復費として敷金から3万5000円を差し引かれてしましました。

A氏が原状回復の内容を問い合わせたところ、ベッドを土壁に付けて使用していたので、深さ5㌢程度のくぼみが

その箇所の土がはがれてしまつたための補修ということがあります。今回は、賃貸物件の退去者からの相談事例を紹介します。

次に、自分自身に代わって担当することに疑問を感じているB氏です。B氏の父親が賃貸マンションの退去の立会いをしていましたが、原状回復費として敷金から3万5000円をもらつたことがトラブルの発生に付けて使用していたの

が、「了承の印鑑をもつてしまつた」として受け付けてくれませんでした。自分の家族であり、B氏自身が多くの場合、家主側の負担となるため、A氏は納得がいきませんでした。

最後は、賃貸物件のカビに悩まされていたC氏です。入居から約半年後、カビに悩まされるようになつたC氏。管

日本不動産仲裁機構

ついた10㌢程のフローリングのはがれが3カ所あり、フローリング6坪分全面張替えとなるため費用が50万円かかる」と言わされました。が、父親は了承して印鑑を押しました。

このことを知ったB氏は、その高額さに納得できず、業者に減額の依頼をしました。

しかし、再び現地の確認をするところはできない」として受け付けてくれませんでした。A氏は納得がいかなかったのです。

最後は、賃貸物件のカビに悩まされていたC氏です。入居から約半年後、カビに悩まされるようになつたC氏。管

理会社に連絡をして業者に確

認をしてもらつたところ、「外壁のヒビなどから水漏れの可能性が大きく、内壁に水が染み込んだ結果のカビ」であるとの見解でした。

もちろん、C氏は対処を管

理会社に依頼したのですが、オーナーからは「工事は費用がかかり過ぎるため、不可。日頃からカビが生えないように、加湿器は使わずに暖房もさせて欲しい。ただし、除湿器はオーナー側で購入する」と言われてしましました。

オーナーの対応に不信感を感じたC氏は即退去をしたのですが、オーナーから退去前1ヶ月分の家賃を請求されましたが、オーナー側で購入する」と言われてしましました。

以上、退去者からの相談事例を見てきました。民法改正によって原状回復の定義も明文化されましたが、この解釈の違いや「個人の言い分」の相違によって、トラブルが発生してしまつてるので

● 法務大臣認証ADR機関
日本不動産仲裁機構 電話
03 (3524) 8013
※調停が体験できる「ローラブレイブ研修」を定期的に実施しています。